

課税売上高計算表…〔表ロ〕

この計算表は見本です。

課 税 売 上 高 計 算 表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税売上高	金 額	う ち 軽 減 税 率 6.24%適用分	う ち 標 準 税 率 7.8%適用分
営業等課税売上高	① 表イ-1の①C欄の金額 円	表イ-1の①D欄の金額 円	表イ-1の①F欄の金額 円
農業課税売上高	② 表イ-2の④C欄の金額	表イ-2の④D欄の金額	表イ-2の④F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税売上高	金 額	う ち 軽 減 税 率 6.24%適用分	う ち 標 準 税 率 7.8%適用分
課税売上高	③ 表イ-3の④C欄の金額	表イ-3の④D欄の金額	表イ-3の④F欄の金額

(3) () 所得に係る課税売上高	金 額	う ち 軽 減 税 率 6.24%適用分	う ち 標 準 税 率 7.8%適用分
損益計算書の収入金額	④		
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤		
差引課税売上高 (④-⑤)	⑥		

(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金 額	う ち 軽 減 税 率 6.24%適用分	う ち 標 準 税 率 7.8%適用分
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦		
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧		
差引課税売上高 (⑦-⑧)	⑨		

(5) 課税売上高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩		
--	---	--	--

(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算	
円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑪ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-3の①-1A欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1A欄へ (特別用)付表6の②A欄へ
円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑫ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-3の①-1B欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1B欄へ (特別用)付表6の②B欄へ

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算地方消費税の
税額計算申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

付表 4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

この計算表は見本です。

第4-(11)号様式

付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡 易

課 税 期 間		・ ・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称	
区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 標 準 額 ①		円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ① 1		※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
消 費 税 額 ②		※付表5-3の①A欄へ ※第二表の⑬欄へ	※付表5-3の①B欄へ ※第二表の⑭欄へ	※付表5-3の①C欄へ ※第二表の⑮欄へ
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ③		※付表5-3の②A欄へ	※付表5-3の②B欄へ	※付表5-3の②C欄へ ※第一表の③欄へ
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	(付表5-3の⑤A欄又は⑥A欄の金額)	(付表5-3の⑤B欄又は⑥B欄の金額)	(付表5-3の⑤C欄又は⑥C欄の金額) ※第一表の④欄へ
	返 還 等 対 価 額 ⑤	※付表5-3の③A欄へ	※付表5-3の③B欄へ	※付表5-3の③C欄へ ※第二表の⑯欄へ
	貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥			※第一表の⑥欄へ
	控 除 税 額 小 計 ⑦ (④+⑤+⑥)			※第一表の⑦欄へ
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧				※第一表の⑧欄へ
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨				※第一表の⑨欄へ 00
地 方 と 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑧) ⑩			※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑳及び㉑欄へ
	差 引 税 額 (⑨) ⑪			※第一表の⑪欄へ ※第二表の㉒及び㉓欄へ 00
譲 渡 割 納 税 額	還 付 額 ⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ
	納 税 額 ⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑭欄へ 00

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

付表 5-3 控除対象仕入税額等の計算表

この計算表は見本です。

第4-(12)号様式

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

簡 易

課 税 期 間	・ ・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称	
---------	-----------	-------------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課 税 標 準 額 に 関 する 消 費 税 に 関 する 額 ①	(付表4-3の②A欄の金額) 円	(付表4-3の②B欄の金額) 円	(付表4-3の②C欄の金額) 円
貸 倒 回 収 税 に 関 する 消 費 税 に 関 する 額 ②	(付表4-3の③A欄の金額)	(付表4-3の③B欄の金額)	(付表4-3の③C欄の金額)
売 上 対 価 の 返 還 等 に 関 する 消 費 税 に 関 する 額 ③	(付表4-3の⑤A欄の金額)	(付表4-3の⑤B欄の金額)	(付表4-3の⑤C欄の金額)
控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 基 礎 と な る 消 費 税 額 (① + ② - ③) ④			

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	※付表4-3の④A欄へ 円	※付表4-3の④B欄へ 円	※付表4-3の④C欄へ 円

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑥	円	円	円
第 一 種 事 業 (卸 売 業) ⑦			※第一表「事業区分」欄へ %
第 二 種 事 業 (小 売 業 等) ⑧			※ "
第 三 種 事 業 (製 造 業 等) ⑨			※ "
第 四 種 事 業 (そ の 他) ⑩			※ "
第 五 種 事 業 (サ ー ビ ス 業 等) ⑪			※ "
第 六 種 事 業 (不 動 産 業) ⑫			※ "

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑬	円	円	円
第 一 種 事 業 (卸 売 業) ⑭			
第 二 種 事 業 (小 売 業 等) ⑮			
第 三 種 事 業 (製 造 業 等) ⑯			
第 四 種 事 業 (そ の 他) ⑰			
第 五 種 事 業 (サ ー ビ ス 業 等) ⑱			
第 六 種 事 業 (不 動 産 業) ⑲			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$\left(\frac{\text{⑭} \times 90\% + \text{⑮} \times 80\% + \text{⑯} \times 70\% + \text{⑰} \times 60\% + \text{⑱} \times 50\% + \text{㉑} \times 40\%}{\text{⑬}} \right) \times \text{みなし仕入率}$	㉒	円	円	円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$(\text{㉓} \text{C} / \text{㉔} \text{C} \cdot \text{㉕} \text{C} / \text{㉖} \text{C} \cdot \text{㉗} \text{C} / \text{㉘} \text{C} \cdot \text{㉙} \text{C} / \text{㉚} \text{C} \cdot \text{㉛} \text{C} / \text{㉜} \text{C} \cdot \text{㉝} \text{C} / \text{㉞} \text{C}) \geq 75\%$ ④×みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%)	㉞	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分			税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
第一種事業及び第二種事業 (㉓C+㉔C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 80\%}{\text{⑬}}$	㉞	円	円	円
第一種事業及び第三種事業 (㉓C+㉗C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	㉟			
第一種事業及び第四種事業 (㉓C+㉙C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	㊱			
第一種事業及び第五種事業 (㉓C+㉛C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	㊲			
第一種事業及び第六種事業 (㉓C+㉝C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	㊳			
第二種事業及び第三種事業 (㉔C+㉗C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	㊴			
第二種事業及び第四種事業 (㉔C+㉙C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	㊵			
第二種事業及び第五種事業 (㉔C+㉛C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	㊶			
第二種事業及び第六種事業 (㉔C+㉝C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	㊷			
第三種事業及び第四種事業 (㉗C+㉙C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	㊸			
第三種事業及び第五種事業 (㉗C+㉛C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	㊹			
第三種事業及び第六種事業 (㉗C+㉝C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	㊺			
第四種事業及び第五種事業 (㉙C+㉛C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	㊻			
第四種事業及び第六種事業 (㉙C+㉝C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	㊼			
第五種事業及び第六種事業 (㉛C+㉝C)/㉕C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑱} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑱}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	㊽			

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
選 択 可 能 な 計 算 式 区 分 (㉒ ~ ㊽) の 内 か ら 選 択 し た 金 額	㊾	※付表4-3の㉒欄へ 円	※付表4-3の㉒欄へ 円	※付表4-3の㉒欄へ 円

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）

この申告書は見本です。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

簡

個人事業用 第一表

令和五年十月一日以後終了課税期間分（簡易課税用）

第3-(3)号様式

G K O 4 0 7

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 屋号	
個人番号	
(フリガナ) 氏名	

☐ (個人の方) 振替継続希望	
※ 申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印	確認 確認書類
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()	身元確認
指導年月日	相談区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日	

自 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

(中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	0 0 0
消費税額	②		0 6
貸倒回収に係る消費税額	③		0 7
控除対象仕入税額	④		0 8
返還等対価に係る税額	⑤		0 9
貸倒れに係る税額	⑥		1 0
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦		1 3
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		1 5
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		0 0
中間納付税額	⑩		0 0
納付税額 (⑨-⑩)	⑪		0 0
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫		0 0
この申告書 が修正申告 である場合	⑬		0 0
この課税期間の課税売上高	⑭		0 0
基準期間の課税売上高	⑮		0 0
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税 の課税標準 となる消費 税	⑯		5 1
差引税額	⑰		0 0
還付額	⑱		5 3
納税額	⑲		0 0
中間納付譲渡割額	⑳		0 0
納付譲渡割額 (⑲-㉑)	㉒		0 0
中間納付還付譲渡割額 (㉑-⑲)	㉓		0 0
この申告書 が修正申告 である場合	㉔		0 0
差引納付 譲渡割額	㉕		0 0
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖		0 0

付	割賦基準の適用	☐	有	☐	無	31
記	延払基準等の適用	☐	有	☐	無	32
事	工事進行基準の適用	☐	有	☐	無	33
項	現金主義会計の適用	☐	有	☐	無	34
参 考 事 区 分 項	課税標準額に対する消費税 税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	35
	区分 課税売上高 (免税売上高を除く) 売上割合%					36
	第1種					37
	第2種					38
	第3種					39
	第4種					42
	第5種					43
	特例計算適用(令57③)	☐	有	☐	無	40
	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	☐				44
還 付 を 金 受 け よ う 関 と 等	銀 行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所					
	預金 口座番号					
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号					
	郵便局名等					
	(個人の方) 公金受取口座の利用	☐				
※	税務署整理欄					
税 理 士 署	税理士名					
	(電話番号 - -)					
	税理士法第30条の書面提出有	☐				
	税理士法第33条の2の書面提出有	☐				

㉖ = (①+②)-(③+④+⑤+⑥+⑦)・修正申告の場合㉖ = ㉑+㉒
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑬欄に①欄の数字を記載し、
⑬欄×22/78から算出された金額を㉖欄に記載してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

①・②又は⑬・⑭の記入をお願いします。

消費税及び地方消費税の申告書第二表

この申告書は見本です。

第3-(2)号様式

G K 0 6 0 2

課税標準額等の内訳書

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 屋号	
(フリガナ) 氏名	

整理番号	
------	--

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)		附則38①	51
小売等軽減仕入割合		附則38②	52

個人事業者用

第二表

自 令和 年 月 日	課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書	(中間申告 自 令和 年 月 日) の場合の 対象期間 至 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日		

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 百 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	0 0 0	01
※申告書(第一表)の①欄へ				

課税資産の譲渡等 の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥		06
(② ~ ⑥ の 合 計)		⑦		07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
	(⑧ ・ ⑨ の 合 計)	⑩		13

消費税額	⑪		21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪ の 内 訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮		25
7.8 % 適用分	⑯		26	

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(⑳ ~ ㉓ の 合 計)	㉔		41
	4 % 適用分	㉕		42
	6.3 % 適用分	㉖		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉗		44

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉔~㉗欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)